

(事業の目的)

第1条 特別養護老人ホームやすらぎ園が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「短期入所生活介護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護職員等には要介護者の心身の特性等を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、施設において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

8 上記の他事業の実施に当たっては「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」を遵守する。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業員によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 特別養護老人ホーム やすらぎ園  
指定短期入所生活介護事業所

二 所在地 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408番地7

(職員の区分及び定数)

第5条 事業所には次の職員を置く。但し、特養と兼務とする。

施設長	1名(常勤職員)
医師	2名(非常勤職員)
生活相談員	1名(常勤職員)
介護職員	34名以上(非常勤職員含む)
看護職員	3名以上(常勤職員)
管理栄養士	1名(常勤職員)
機能訓練指導員	1名(常勤職員)
介護支援専門員	1名(常勤職員)
事務職員	3名以上(常勤職員)

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員及び定数を超えて置くことが出来る。

(職員の職務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故あるときはあらかじめ管理者が定めた職員が施設長の職務を代行する。

二 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は代理人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

四 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員 医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士

栄養ケア計画を作成し、入居者に提供する食事の管理・相談、栄養指導等に従事する。

(事務分掌)

第7条 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が定め利用者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(利用定員)

第8条 利用定員は20名とする(本体に空きがあればそちらを使用する)。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

	ユニット 数	ユニットごとの定数				合 計
		①	②	③	④	
2F	4			1		1
3F	4					0
4F	4					0
5F	3		7	6	6	19
合 計	15					20

(内容及び手続の説明及び同意) 125条準用

第9条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了) 126条準用

第10条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

3 「通常の送迎の実施地域」は海南市・紀美野町とする。

(提供拒否の禁止) 9条準用

第11条 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) 10条準用

第12条 事業者は、通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) 11条準用

第13条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) **12条準用**

第14条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) **13条準用**

第15条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) **15条準用**

第16条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) **16条準用**

第17条 事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) **19条準用**

第18条 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。また、提供した日から5年間はその記録を保存しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（別表のとおり）

二 居住に要する費用（別表のとおり）

ただし、第4段階の利用者については、費用負担能力や利用者全体の負担の均衡等を勘案し、個別に軽減するものとする。

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用

五 理美容代

六 送迎費用（別表のとおり）

七 教養娯楽費（別表のとおり）

八 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、施設長が別に定める。

4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、利用者又は代理人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

5 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。

6 前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又は代理人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付) **21条準用**

第20条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第21条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上

の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又はその家族に対して身体拘束の内容等について説明し、同意を得た上で行なう。またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (短期入所生活介護計画の作成) 129条準用

第22条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

#### (介護)

第23条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

一 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援

二 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭の機会の提供

- 三 排泄の自立についての必要な支援
- 四 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
- 六 褥瘡が発生しないような適切な介護を行なうとともに、その発生を予防する体制の整備
- 七 ユニットごとに常時1人以上の常勤介護職員の配置
- 八 入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第24条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

2 施設長は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

3 予定献立は30日単位で作成し共同生活室に提示する。

4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。

5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

6 検食は原則として食事の30分前までには実施するものとし、実施に関して必要な事項は施設長が別に定める。

7 調理業務に従事する職員にあつては、特に身の清潔に留意するとともに月1回以上の検便を受けなければならない。

8 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(機能訓練) **132条準用**

第25条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理) **133条準用**

第26条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(相談及び援助) **134条準用**

第27条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第28条 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) **26条準用**

第29条 事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応) **136条準用**

第30条 介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示) **32条準用**

第31条 事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) **33条準用**

第32条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) **34条準用**

第33条 事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) **35条準用**

第34条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。



(苦情処理) **36 条 準用**

第 35 条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応) **37 条 準用**

第 36 条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 37 条 事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 38 条 事業者は、利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域等との連携) **139 条の 1 準用**

第 39 条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等

との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(非常災害対策) **103 条 準用**

第 40 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- 二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 三 前各号に掲げる事項の実施については、防火管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第 41 条 施設は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 4 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(衛生管理等) **104 条 準用**

第 42 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(記録の整備) **139 条の 2 準用**

第 43 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
  - 一 短期入所生活介護計画
  - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村への通知に係る記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(サービス利用にあたっての留意事項)

第44条 サービス利用にあたり、下記についての留意事項を遵守しなければならない。

- 一 面会時間は8:30~19:30、面会者が宿泊する場合は必ず施設の許可を得ること。
- 二 外泊・外出の際には、必ず行き先と帰園日時を職員に申し出ること。
- 三 嘱託医師以外の医療機関への受診については身内の方等の対応があれば基本的には自由である。
- 四 施設内の設備、器具等は本来の用法に従って利用すること。これに反して破損等が生じた場合は弁償していただく場合がある。
- 五 決められた場所以外での喫煙はご遠慮頂く。
- 六 騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮頂く。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないこと。
- 七 現金等について、希望される方は施設で管理させて頂く。
- 八 施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮頂く。
- 九 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りする。

(身体拘束等の禁止)

第45条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第46条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第47条 施設は、職場におけるセクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含む）やパワーハラスメント、従業者の就業環境が害されることを防止のために雇用管理上の措置を講じるものとする。

この他、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮とし

て、以下の取組を行うこととします。

- 一 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 二 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- 三 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

（その他）

第48条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、海南海草老人福祉施設事務組合管理者と事業所の管理者との協議で定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年6月1日から施行する。

この規定は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年6月1日から施行する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
この規程は、平成29年6月1日から施行する。  
この規程は、平成30年2月1日から施行する。  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年6月1日から施行する。  
この規程は、平成30年8月1日から施行する。  
この規程は、平成30年10月1日から施行する。  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
この規程は、令和元年6月1日から施行する。  
この規程は、令和元年10月1日から施行する。  
この規程は、令和2年2月1日から施行する。  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
この規程は、令和2年7月30日から施行する。  
この規程は、令和3年1月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年6月1日から試行する。  
この規程は、令和3年8月1日から施行する。  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。  
この規程は、令和4年12月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年6月1日から施行する。  
この規定は、令和6年8月1日から施行する。

第18条関係（別表）

[利用料]

1. 介護給付サービスによる料金 ※下記の表は介護保険負担割合が1割負担として計算したものです。

ユニット型個室

1日当たり：円

	要支援1 (予防)	要支援2 (予防)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者のサービス料金	5,290円	6,560円	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
2. うち介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円	6,336円	6,948円	7,623円	8,262円	8,883円
3. サービス利用に係る自己負担金	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
4. 機能訓練体制加算	12円						
5. サービス提供体制強化加算	22円						
6. 看護体制加算	12円						
7. 夜勤職員配置加算	20円						
8. 送迎に係る自己負担額	184円						
9. 療養食加算(該当者のみ)	8円/回						
10. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定加算に係る介護給付費の14.0%						
11. 長期利用者提供減算(31日以降該当者のみ)	△30円						
12. 長期利用者提供減算(61日以降該当者のみ)	※要介護・・・介護福祉施設サービス費と同単位数 ※要支援1・・・介護福祉施設サービス費要介護1の単位数の100分の75 ※要支援2・・・介護福祉施設サービス費要介護1の単位数の100分の93						
13. 生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月						
14. 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月						
15. 看取り連携体制加算	64円/日						
16. 口腔連携強化加算	50円/月						

※施設が指定されている夜間職員配置基準に満たしていない場合は、上記料金表のサービス利用に係る自己負担金が100分の97に相当する値となる外、夜勤職員配置加算は加算対象外となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された給付額に合わせて負担額を変更します。また、配置基準に満たしていない場合は加算額の変更があります。

※上記掲載しているのは、代表的な加算のみです。

※緊急の場合ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただき、認定を受けたあと自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※一定以上所得のある方は負担割合が2割または3割になりますので、上記サービス利用に係る自己負担金・加算係は2倍または3倍になります。お手持ちの負担割合証で確認します。

2. その他介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

食事の提供に要する費用	通常(第4段階) 1日1,445円	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階 1日300円	第2段階 1日600円	第3段階① 1日1,000円	第3段階② 1日1,300円
1食あたりの費用 朝食289円 昼食636円 夕食520円					

②滞在費

滞在費用 ユニット型個室	通常(第4段階) 1日2,066円	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階 1日880円	第2段階 1日880円	第3段階① 1日1,370円	第3段階② 1日1,370円

③送迎費

一、第9条の3項に係る通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は、次のとおりとする。

実施地域から1km越えるごとに100円の加算。尚、有料道路の利用料金は、別途徴収する。

二、通常の実施地域においても、居宅支援事業所以外の施設（病院等）への送迎については、給付外となる為、実費として1,840円徴収する。

④教養娯楽費

月額 1,000円（同一月内であれば利用日数及び利用回数に関わらず同額）

⑤設備使用料

ア. 和室使用料（1日5,000円）

イ. ゲストルーム使用料（1日5,000円）

ウ. ソファークッション貸し出し料（1日500円）

エ. 寝具のみ（かけ布団、しき布団、枕）貸し出し料（1日100円）

オ. テレビ貸し出し料（1日500円）

カ. 居室管理費（1日500円）

※利用者と同室で宿泊を希望する場合に頂きます。ただし、施設側から利用者の付き添いや一部ケアを依頼した場合は除きます。また、宿泊者の介護を要する場合、またはその恐れがある場合は、宿泊をお断りすることがあります。

⑥キャンセル料

入所前々日17:00までの連絡があれば 無料

入所前 日17:00までの連絡があれば 利用日額の 10%

入所前 日17:00以降に連絡があれば 利用日額の 20%

入所当日になった場合は 利用日額の100%

⑦その他

ア. 歯磨き用チューブ、歯ブラシ、ティッシュペーパー、義歯洗浄剤等の日常生活品費

イ. 気管カニューレ等の方で常時吸引を必要とする場合の吸引カテーテル、経管栄養の方で医療保険対象食品を使用されている方にかかるイルリガートル等の医療保険対象外の消耗品

ウ. 汎用車椅子（標準・スイング式・リクライニング）以外の車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等の施設備付以外の介護用品

エ. 処置料 5,000円

オ. その他日常生活費にかかる実費

3. 利用料のお支払方法

毎月、前月利用分の請求書と納付書を送付いたしますので、ながみね農協本支店及び紀陽銀行本支店並びに紀美野町役場本庁会計課窓口で納付期限内にお振り込みください。